

6. 安心・安全な職場環境

6-1. パートタイマーも健康診断を受けられる

Q：どうなる？こんなトラブル！

パートで働いているのですが、正社員には実施されている年1回の健康診断が、パートには実施されていません。健康診断は受けられないのでしょうか？

A：これがルール！

1年以上の雇用継続が見込まれ、所定労働時間が正社員の4分の3以上であれば、正社員と同じように健康診断を受けられます。

また、所定労働時間が正社員の2分の1以上の場合は、健康診断を実施することが望ましいとされています。

■パートタイム・有期雇用労働者と健康診断

パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業者に対し、労働安全衛生法に定められた健康診断を実施しなければなりません。

そして、「常時使用するパートタイム・有期雇用労働者」とは次の2つの要件を満たすものとされています。

- ① 期間を定めずに採用されたか、期間を定めて採用されたときでも1年（深夜業を含む業務、一定の有害業務に従事する者は6か月）以上引き続き使用（または使用を予定）されていること。
- ② 1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する正社員の4分の3以上であること。また、1週間の所定労働時間が正社員の4分の3未満のパートタイム・有期雇用労働者であっても、上記①の要件に該当し、1週間の所定労働時間が正社員の2分の1以上であれば、健康診断を実施することが望ましいとされています。なお、実施しなければならない健康診断は次のとおりです。
 - ① 常時使用するパートタイム・有期雇用労働者に対しては、雇入れの際に行う健康診断、及び1年に1回定期に行う健康診断。
 - ② 深夜業に常時従事するパートタイム・有期雇用労働者に対しては、当該業務への配置替えの際に行う健康診断、及び6か月に1回定期に行う健康診断。
 - ③ 一定の有害な業務に常時従事するパートタイム・有期雇用労働者に対しては、採用、及びその業務への配置替えの際と、その後に定期で行う特別の項目について

ての健康診断。

- ④ その他必要な健康診断。

■健康診断と費用

法律によって定められた健康診断は、実施することが事業者の義務ですから、その費用は事業者が負担することになります。

これに対し、法律上義務付けられていない健康診断を希望者に実施する場合の費用負担については、労働契約や就業規則などによって決まることになります。

なお、健康診断を受けてから3か月を経過していない者を採用する場合で、当該健康診断の結果を提出したときは、事業者は健康診断を省略できることになっています。このため、事業者から、採用前に自分で健康診断を受け、その結果を提出するよう求められることがあります。この費用も、必ず事業者が費用負担すべきとまではいえません。

■健康診断とプライバシー

事業者は、健康診断を実施した際に、結果に従業員に通知する義務があり、その結果に基づいて、従業員の健康管理や適切な配置転換などの措置を講じなければなりません。また、健康診断に関する情報は重要な個人情報であることから、その取扱いは慎重にし、外部に漏れないようにしなければなりません。

なお、勤め先に自分の健康に関する情報を知られたくないため、事業者が実施する健康診断を受けたくない人もいます。

この場合は、自分で必要な事項の健康診断を受け、その結果を提出することもできます。ただし、費用については労働者の本人負担にしてもよいとされています。